



令和元年10月1日から消費税率が
10%と8%の2つになります!

全ての事業者、消費者に
影響があります!



受講料
無料

消費税軽減税率制度 対策セミナー

消費税引き上げと軽減税率制度の導入に向けて計画的に準備を!

令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度(8%)が導入されます。
軽減税率の対象となる飲食料品(酒類を除く)・週2回以上発行される新聞(定期購読契約のあるもの)を取り扱う事業者はもとより、事業者として軽減税率対象商品を購入する場合には、区分経理が必要になるなど、**全ての事業者の方に影響があります。**

セミナー開催日程・場所

開催日 令和元年 **6月19日**(水)

第1部 **15:00~17:00** 定員:30名

第2部 **19:00~21:00** 定員:30名

会場 **めむろ~ど2階セミナー室**
(芽室町本通1丁目)

講演内容

第1部 飲食料品(酒類・外食等除く)・
週2回以上発行される新聞
(定期購読契約に基づく)を
取り扱う事業者の方向け

第2部 全ての事業者・
一般消費者の方向け

講師

遠藤清光税理士事務所 所長 **遠藤 清光 先生**
(帯広市西18条南32丁目2番地19 電話47-9981)

※切り取らないでこのままFAXしてください

参加申込

参加希望セミナー

参加を希望されるほうに
し点をつけてください

☐ 第1部

☐ 第2部

申込先: 芽室町商工会宛 **FAX:0155-62-2333**

電子メールで申し込みの場合はこちらへ▶ staff@shokokai-memuro.jp

申込期限: 6月13日(木)

事業所名		電話番号	
受講者名		受講者名	
業種	建設 ・ 製造 ・ 卸小売 ・ サービス ・ 飲食 ・ その他 ()		